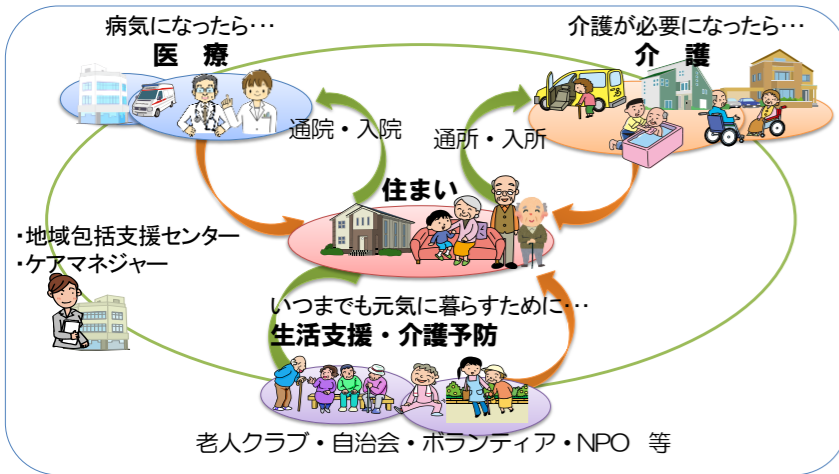


地域包括ケアとは(資料編78ページ)

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。



地域包括ケアシステム「東村山モデル」の特徴

- ① 東村山市の現状と課題を踏まえた事業の展開
- ② 既存の社会資源の強みを生かして、行政が関係機関をコーディネート
- ③ 介護予防等に係る法体系、所管を超えた連携
- ④ 総合的な成果指標の設定

介護保険制度改正の概要(資料編77ページ)

(1) 地域包括ケアシステムの構築

【サービスの充実(地域支援事業の充実)】

- ① 在宅医療・介護連携の推進(平成27年4月から実施)
- ② 認知症施策の推進(平成27年4月から実施)
- ③ 地域ケア会議の推進(平成27年4月から実施)
- ④ 生活支援サービスの充実・強化(平成27年4月から実施)

【重点化・効率化】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業への移行(平成28年4月から実施)
- ② 特別養護老人ホーム新規入所者を原則要介護3以上に限定(既入所者は除く)(平成27年4月から実施) * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

(2) 費用負担の公平化

【低所得者の保険料軽減を拡充】

- ① 低所得者の保険料の軽減割合を拡大(平成27年4月から一部実施。平成29年4月から完全実施予定)

【重点化・効率化】

- ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ(平成27年8月から実施)
- ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する特定入所者介護サービス費(補足給付)の要件に資産などを追加(平成27年8月から実施)

(3) その他

- サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用(平成27年4月から実施)
- 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲(平成30年4月から実施)
- 小規模通所介護の地域密着型サービス等への移行(平成28年4月から実施)

65歳以上のかたの介護保険料(第1号被保険者)(資料64ページ)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者、または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた	基準額 ×0.43 ※	年額29,700円 (月額2,473円)
	世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下のかた		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超え120万円以下のかた	基準額 ×0.68	年額46,900円 (月額3,910円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超えるかた	基準額 ×0.75	年額51,800円 (月額4,313円)
第4段階	世帯に市民税課税のかたが いるが、本人は市民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下のかた	基準額 ×0.84	年額58,000円 (月額4,830円)
第5段階	世帯に市民税課税のかたが いるが、本人は市民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超えるかた	基準額	年額69,000円 (月額5,750円)
第6段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が120万円未満のかた	基準額 ×1.12	年額77,300円 (月額6,440円)
第7段階	合計所得金額が120万円以上190万円未満のかた	基準額 ×1.28	年額88,300円 (月額7,360円)
第8段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満のかた	基準額 ×1.49	年額102,800円 (月額8,568円)
第9段階	合計所得金額が290万円以上400万円未満のかた	基準額 ×1.59	年額109,700円 (月額9,143円)
第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満のかた	基準額 ×1.73	年額119,400円 (月額9,948円)
第11段階	合計所得金額が500万円以上600万円未満のかた	基準額 ×1.85	年額127,700円 (月額10,638円)
第12段階	合計所得金額が600万円以上700万円未満のかた	基準額 ×1.96	年額135,200円 (月額11,270円)
第13段階	合計所得金額が700万円以上800万円未満のかた	基準額 ×2.08	年額143,500円 (月額11,960円)
第14段階	合計所得金額が800万円以上900万円未満のかた	基準額 ×2.19	年額151,100円 (月額12,593円)
第15段階	合計所得金額が900万円以上1,000万円未満のかた	基準額 ×2.31	年額159,400円 (月額13,283円)
第16段階	合計所得金額が1,000万円以上のかた	基準額 ×2.44	年額168,400円 (月額14,030円)

※第1段階の保険料率は、公費による負担軽減後の保険料率。軽減前は×0.48。

【地域包括ケア推進計画、介護保険制度に関するお問い合わせ】

東村山市健康福祉部高齢介護課 電話:042-393-5111(代) FAX:042-395-2131